

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和40年岩手県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
(1)・(2) [略]		(1)・(2) [略]	
(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。		(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。	
1 企画理事、復興局長、会計管理者、本庁の部長、秘書広報室長、出納局長、理事及び技監	[略]	1 企画理事、復興局長、会計管理者、本庁の部長、秘書広報室長、 <u>国体・障がい者スポーツ大会局長</u> 、出納局長、理事及び技監	[略]
2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ILC推進監、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付	復興局長、部長、秘書広報室長又は出納局長	2 本庁の副部長、 <u>副室長</u> 、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ILC推進監、 <u>障がい者スポーツ大会局長</u> 又は出納局長、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付	復興局長、部長、秘書広報室長、 <u>国体・障がい者スポーツ大会局長</u> 又は出納局長
3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、 <u>国体室</u> 、廃棄物特別対策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室及び競馬改革推進室の職員（室長並びに政策監、ILC推進監及び調整監の担当区分にある職員を除く。）	[略]	3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、廃棄物特別対策室、 <u>医療政策室</u> 、医師支援推進室、雇用対策・労働室及び競馬改革推進室の職員（室長並びに政策監、ILC推進監、 <u>調整監</u> 及び <u>医師支援推進監</u> の担当区分にある職員を除く。）	[略]
4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	首席調査監、首席ILC推進監、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター	4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	首席調査監、首席ILC推進監、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター

	所長、政策監、I L C 推進監、調整監又は出納指導監
[略]	

(職務専念義務免除)

第7条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号。以下「特免条例」という。）第2条の規定に基づいてその職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書（様式第5号）を所属長を経由して秘書課、総務室、政策推進室、企画室若しくは出納局の管理課長、復興局総務課総括課長、労働委員会事務局審査調整課総括課長又は収用委員会事務局長（以下「管理課長等」という。）に提出しなければならない。ただし、短時間等の場合で別に定めるものについては、職務専念義務免除承認整理簿（様式第6号）に所要事項を記入して所属長の承認を受けることにより（電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法により）、職務専念義務免除申請書の提出を省略することができる。

2・3 [略]

(当直の種類及び勤務時間)

第23条 当直は、宿直及び日直の2種類とし、その勤務時間は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	本庁舎及び土曜日に執務を行う出先機関のない庁舎	左欄に掲げる庁舎以外の庁舎
宿直	午後5時15分（本庁舎において休日（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日という。以下同じ。）以外の日にあつては、午後5時45分）から翌日の午前8時30分まで	午後5時15分（執務が行われる土曜日にあつては、午後零時15分又は午後零時30分）から翌日の午前8時30分まで
日直	休日の午前8時30分から午後5時15分まで	休日（執務が行われる土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで及び宿直を置かない出先機関に限り執務が行われる土曜日の午後零時15分又

	所長、政策監、I L C 推進監、調整監、 <u>医師支援推進監</u> 又は出納指導監
[略]	

(職務専念義務免除)

第7条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号。以下「特免条例」という。）第2条の規定に基づいてその職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書（様式第5号）を所属長を経由して秘書課、総務室、政策推進室、企画室若しくは出納局の管理課長、復興局総務企画課総括課長、国体・障がい者スポーツ大会局総務課総括課長、労働委員会事務局審査調整課総括課長又は収用委員会事務局長（以下「管理課長等」という。）に提出しなければならない。ただし、短時間等の場合で別に定めるものについては、職務専念義務免除承認整理簿（様式第6号）に所要事項を記入して所属長の承認を受けることにより（電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法により）、職務専念義務免除申請書の提出を省略することができる。

2・3 [略]

(当直の種類及び勤務時間)

第23条 当直は、宿直及び日直の2種類とし、その勤務時間は、次の各号に掲げる当直の種類の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 宿直 午後5時15分（本庁舎において休日（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日という。以下同じ。）以外の日にあつては、午後5時45分）から翌日の午前8時30分まで
- (2) 日直 休日（執務が行われる土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

	は午後零時30分から午 後 5 時15分まで	
2 [略]		2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。